

指定金融機関への借り換えの流れ

～交付申請前に借り換えた場合～

事業者

県・高齢介護課

借り換えの場合は事前協議を行います。

□銀行へ借り換え相談

右記審査事項について、十分に確認の上、銀行と相談してください。
★事前協議には融資証明書の添付が必要です。

□機構への繰上げ償還相談

平成10年10月1日以降に借入したものには繰上償還時に弁済保証金が発生します。事前に、十分に確認してください。

□事前協議書の作成

- ・事前協議書(様式1号)
- ・借り換え計画書(別紙1)
- ・指定金融機関融資証明書(別紙2)

借換手続き開始

- 機構への繰上償還申請
- 銀行との本契約

事前協議

承認

○審査

下記条件について審査
(交付要綱第6条借換の条件)



- ①金融機関は県内に本支店を有する金融機関であること。
- ②従前の借入残高のみを一括で借り換えるものであること。
- ③利率は、全期間固定金利とし、機構の利率より低率であること。
- ④返済期間は機構への返済期間を超えないこと。
- ⑤返済方法は、元金均等返済の10日付け年4回払いであり、利子は後払いであること。

○交付申請

- ・様式第1号 交付申請
 - ・別紙1 事業計画書(注1)
 - ・別紙2 所要額計算書(注1)
 - ・別紙5 重複利子額証明依頼書(注2)
 - ・歳入歳出予算書
- (注1)別紙1、2は機構への返済分、銀行への返済分、それぞれ作成してください。
(注2)別紙5は、借り換え後の指定金融機関へ作成依頼し、指定金融機関発行のものを提出してください。

○指定金融機関へ借り換えた場合の添付書類

- ・借り換え先指定金融機関の償還年次表
- ・借り換え先指定金融機関との金銭消費貸借契約書
- ・福祉医療機構発行の任意繰上償還計算書
- ・福祉医療機構への繰上償還が証明できるもの

○実績報告

- ・様式第5号 実績報告について
 - ・別紙3 事業実績書(注)
 - ・別紙4 所要額計算書(注)
 - ・歳入歳出決算(見込み)書
 - ・利子の支払いが証明できるもの
- (注)別紙3、4は機構への返済分、銀行への返済分、それぞれ作成してください。

交付申請
(様式第1号)
提出期限
(10月末日)

交付決定
(様式第3号)

実績報告(様式第6号)
最終支払日(借り換え後の
支払も含む)から10日以内

審査
事務

交付決定

補助金請求

支払い

支払
事務